JR 小浜線利用促進対策事業補助金交付要綱

（目的）
第1条　この要綱は、JR小浜線への町民の意識高揚と利用促進を図るため、JR小浜線を利用した者に対し、本町の予算の範囲内において、当該利用に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）学生団体等利用　町内の保育所や認定こども園、小中学校に通う園児、児童、生徒（随行者含む）が遠足や部活動の練習試合などでJR小浜線を利用することをいう。
（2）文化・スポーツ団体等利用　教育委員会が認める文化・スポーツ団体等に所属し、町内に住民登録がある生徒（随行者を含む）が競技力の向上および文化活動の振興を目的とする活動でJR小浜線を利用することをいう。
（3）団体利用　町内に住民登録がある者又は町内の事業者等に勤務している者であり、8人以上の団体等がJR小浜線を利用することをいう。
（4）専門学校生・大学生通学定期利用　町内に住民登録がある専門学校生・大学生がJR小浜線区間の定期券を利用し、通学することをいう。
（5）シニア利用　町内に住民登録がある65歳以上の方がJR小浜線を利用することをいう。

（補助対象事業）
第3条　補助の対象となる事業は、JR若狭和田駅又は若狭高浜駅で乗車券若しくは定期券を購入し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
ア　学生団体等利用
イ　文化・スポーツ団体等利用
ウ　団体利用
エ　専門学校生・大学生通学定期利用
オ　シニア利用

（補助対象者・補助内容・補助金申請書・補助金限度）
第4条　補助対象者、補助内容、補助金申請書、補助金限度については別表のとおりとする。

（補助申請）
第5条　補助金を申請しようとする団体又は個人は、別表に示した補助金申請書（別紙様式）（以下「申請書」という。）に必要書類を添付し、町長に申請しなければならない。
2　申請は、購入した日の属する年度内に行わなければならない。

（補助金の支払）
第6条　町長は、前条による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請団体の指定する金融機関に口座振替により補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）
第7条　町長は、申請に虚偽又は不正があったときは、申請団体に対し補助金の交付を取り消し、

既に当該補助金を交付したものについては、その全部を返還させるものとする。
2　前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに補助金を返還しなければならない。

（その他）
第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則
（施行期日）
1　この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（既存要綱の廃止）
2　高浜町JR小浜線学生団体等利用補助金交付要綱（令和5年高浜町告示第80号）、鉄道利用促進対策補助金交付要綱（令和3年高浜町告示第96号）は、廃止する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助内容	補助金申請書	補助金限度
学生団体等利用	町内に住所を有する保育所や認定こども園、小中学校	JR小浜線区間の乗車券等(団体割引後)の購入代金全額	様式第１号	
文化・スポーツ団体等	教育委員会が認める文化・スポーツ団体等	JR小浜線区間の乗車券等(団体割引後)の購入代金全額	様式第１号	
団体利用	町内に住民登録がある者又は町内の事業者等に勤務している者であり、８人以上の団体	JR小浜線区間の団体乗車券購入費(団体割引後)の購入代金の50%	様式第2号	一人当り片道４００円、往復800円
専門学校生・大学生通学定期利用	町内に住民登録がある者	JR小浜線区間の定期券の購入代金の50%	様式第3号	
シニア利用	町内に住民登録がある６５歳以上の者	JR小浜線区間の乗車券等の購入代金の５０%	様式第4号	